

郵送で

申込みできます！

令和5年11月1日(水)～11月27日(月) 消印有効

※11月28日以降の消印は無効となりますので、通常の受付期間に
対面による提出をお願いします。また、書類不備等にご注意いた
だき、余裕をもって投函してください。

※保護者が入所(園)するお子さんを税法上の扶養に取っていない
場合は、申告手続きが必要です。事前に市役所課税室または税務
署において、申告を済ませ、控えを同封してください。

裏表紙に記載の宛名をご利用ください。(切手が必要です。)

令和6年度

保育所(園)・認定こども園 継続入所(園)案内

令和6年4月からの入所(園)申込受付期間

受付期間：令和5年11月28日(火)～12月4日(月) (土・日曜日を含む)

受付時間：9時～17時

受付場所：市役所 子育て支援課(1階2番窓口)

持ち物：申請書等の必要書類は、2・3ページを参照してください。

※市外の保育園の利用を希望の場合は受付期間が異なります。
できるだけ早く、子育て支援課にお問い合わせください。

注

就労証明書(自営業申告書)は2枚しか組み込まれていません。
3枚以上必要な場合(同居の65歳未満の祖父母等は提出が必要)は
①コピーする、②銚子市HPからダウンロードする、③市役所子育
て支援課の窓口で追加で受領のいずれかの方法で、必要枚数のご用
意をお願いします。

銚子市役所 子育て支援課

住所 〒288-8601

銚子市若宮町1番地の1

電話 0479(24)8967

保育を必要とする事由について

保育所（園）・認定こども園（2・3号）の継続手続きをする際は、保護者の**保育を必要とする事由**を確認させていただきます。保育を必要とする事由として認められるのは、次のとおりです。

1. 月48時間以上の**就労**をしていること
2. **出産**の直前か直後であること
〔 出産予定日の前々月1日から（多胎妊娠の場合は出産月の4か月前の1日から）
 出産日から起算して57日目を経過する月の末日まで 〕
3. **病気やけが**のため、または精神や身体に**障害**があること
4. 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時**介護または看護**していること
5. 震災、風水害、火災その他の**災害の復旧**に当たっていること
6. **求職活動（起業の準備を含む）**を継続的に行っていること
（認定後、3か月以内に月48時間以上の就労を開始することが条件）
7. 学校教育法に規定された**学校等に在学**しているか、職業訓練校における**職業訓練**を受けていること
8. その他、法令等に定めのある場合

※事由によって、認定される保育必要量、認定期間、必要書類が異なります。

2、3ページを参照してください。

利用開始後について

(1) 時間外保育

時間外保育は、就労時間等の関係で、やむを得ず、認定された保育時間よりも長くお子さんを預ける場合にご利用いただけます。施設への利用が決定してから各施設で手続きをしてください。

利用できる時間は、園により異なります。直接各園にご確認ください。

(2) 利用辞退（退園）

銚子市外へ転出するときや保育を必要とする事由がなくなった場合、又は利用児童を連れて里帰り出産をするなど、長期にわたり施設の利用がなくなる場合は、**早急に**、子育て支援課へ「変更届」をご提出ください。この場合、発行済みの支給認定証を返還していただきます。

(3) 保育の利用の解除

心身の状況により集団保育に耐えられない場合や長期欠席の場合、または保育の必要性がなくなり、認定取り消しとなる場合は、保育の利用を解除させて（退園）いただくことがあります。その際は、発行済みの支給認定証を返還していただきます。

(4) 支給認定の変更の届出

支給認定証が交付された後に、就労状況や家族の状況などに変更があった際は、届出が必要になります。届出内容を確認した結果、認定の変更が生じた場合は、新たな認定証を発行しますので、発行済みの支給認定証を返還していただきます。

(5) 認定証の再発行

発行済みの認定証を汚してしまった場合や破れてしまった場合、紛失した場合は、再発行しますので申請してください。

必要書類

- ① 設型給付費・地域型保育給付費 教育・保育給付認定子ども現況届
- ② 教育・保育施設入所に関する調査票（継続児用）
- ③ マイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- ④ 保育を必要とする事由を確認するための書類 ※
- ⑤ 該当する場合のみ必要となる書類 ※

【注意事項】

- ・子育て支援課指定の書類に記入のうえご提出ください。
- ・書類の提出後に、確認事項がある場合など、ご連絡の上で新たな書類の提出を依頼することがあります。また、書類提出後の返却は一切できませんので、必要があれば事前にコピーをお願いします。
- ・ご提出いただいた就労証明書について、就労実態を事業所に伺うなどの調査を行うことがあります。

④の保育を必要とする事由を確認する書類・認定される必要量・認定期間について

＜提出対象者＞

- 父 ●母 ●同居している内縁の妻・夫 ●同居している65歳未満の祖父母
- （市外に別居している父または母の書類は必要ありません。）

保育を必要とする事由	保育必要量	認定期間	必要書類
月48時間以上就労している	月120時間以上 →保育標準時間	証明書にて届出を受けた就労が続いている間	会社員等 →就労証明書 自営業 →自営業申告書
	月120時間未満 →保育短時間		
母親が <u>出産の前後</u> である	保育標準時間での認定	出産予定日の前々月から出産後57日目を迎えた月の末日まで	母子手帳の写し
疾病、負傷又は精神・身体が <u>障害</u> の状態にある	保護者の必要量に 応じて認定	完治等により事由が解消するまで	保育できない旨の診断書 障害者手帳の写し 疾病・障害状況申告書
同居の親族（長期に及び介護・入院等を含む）を常時介護・看護している	保護者の必要量に 応じて認定	看護・介護を継続している期間	介護保険被保険者証 介護・看護状況申告書
震災、風水害、火災等の災害復旧に当たっている	保育標準時間での認定	災害復旧に従事している間	り災証明書 状況説明書
継続的に <u>求職活動</u> や <u>起業準備</u> を行っている	保育短時間での認定	効力発生日（認定日）から3か月目を迎える月の末日まで	求職活動状況申告書
学校教育法に規定された学校や職業訓練校に <u>在学中</u> である	保護者の必要量に 応じて認定	卒業（修了）予定日を迎える月の末日まで	在学証明書 カリキュラム

⑤の該当する場合のみ必要となる資料

対象者の状況	必要書類
保護者が育児休業からの復職のため、保育施設の利用を申し込む場合（育児休業中で上のお子さんの申し込みをする場合を含む）	就労証明書 （育児休業終了日、復職日が記載されているもの）
お子さんに内部疾患がある場合	医師による「診断書」 …集団保育の可否や集団生活上の注意事項が明記されたもの
1月1日現在市外に住んでいた場合	該当年度の市民税課税証明書（P7⑤参照） …祖父母が保育園入園希望のお子さんを扶養している場合は祖父母の証明書も必要 …マイナンバーの確認がとれた場合は、原則提出不要ですが、場合によっては提出を求める場合があります。

その他利用申込みについて

- ◆就労や世帯等の状況に変更が生じた場合は、「保育施設利用申込み事項変更届及び支給認定内容変更届」に必要書類を添付し、早急に子育て支援課までご提出ください。変更する事項によっては、支給認定の内容にも変更が生じることがあります。この場合は、発行済みの支給認定証を返還していただき、新しく認定証を発行いたします。
- ◆利用申込みを取り下げの場合は、早急に電話にて子育て支援課に連絡したうえで、「変更届」をご提出ください。また、取り下げに当たり、発行済みの支給認定証を返還していただきます。

保育料について

(1) 保育料の算定

① 年齢

4月1日現在の年齢が3歳以上のお子さん（1号認定は満3歳の翌月から）の保育料は無料です。年度途中で3号から2号に認定が変更した（満3歳になった）場合でも、その年度末までは「2歳児」としての保育料を納付していただきます。

② 扶養義務者

原則、父母が保育料算定上の扶養義務者となります。また、お子さんと同居している祖父母などがいる場合には、その祖父母などが扶養義務者になることがあります。

※ 父母の婚姻状態にかかわらず、お子さんと同居している場合は、保育料算定上の扶養義務者となります。

③ 税額

施設を利用する月に応じて、前年度市民税額または当年度市民税額で決定します。

※ 国、地方公共団体等への寄附金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除・認定長期優良住宅新築特別税額控除については、保育料の算定上、控除の対象となりません。（これらを控除する前の税額から保育料を算定します。）

※ 前年中に海外での収入があった場合には、保育料算定上は海外収入を含めて計算します。

④ 算定

<対象者> ●父 ●母 ●同居等の直系尊属（祖父母・曾祖父母等）

施設利用する月	市民税該当年度
4月から8月まで	前年度 市民税額 例) 令和6年4月分保育料→令和5年度 市民税額で算定
9月から3月まで	当年度 市民税額 例) 令和6年9月分保育料→令和6年度 市民税額で算定

- ・保育料算定にあたって、市民税の課税状況を子育て支援課が確認させていただきます。
- ・所得申告（収入なしも含む）されていない方、入所する児童が誰の被扶養者になっていない場合は、申告手続きが必要ですので、市役所課税室または税務署へお問い合わせください。
- ・市民税は、その年の1月1日現在住んでいた市区町村で課税されます。1月2日以降に銚子市へ転入された方について、マイナンバーの確認がとれた場合は、銚子市から前市区町村へ情報照会するため、課税証明書の提出は不要です。ただし、何らかの理由により情報照会できなかった場合には課税証明書をご提出いただく必要があります。

必要な税情報の提出などが無いときは、最高額の保育料に決定します。

※毎月1日現在、保育園・認定こども園に在園している場合は、当該月分の保育料をお支払いいただきます。（保育料の日割り計算はしませんので、利用日数にかかわらず1か月分の保育料がかかります。）

※保育短時間認定を受けたお子さんは、延長保育料を支払うことで最長11時間まで利用できます。延長保育料は各保育園により異なります。

⑤ 保育料月額表

支給認定保護者または扶養義務者の階層区分		月額（円）	
階層区分	定義	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C1	市町村民税所得割非課税世帯	11,900	11,700
C2	市町村民税課税世帯	市民税額 48,600 円未満	14,000
D1		48,600 円以上 55,000 円未満	17,000
D2		55,000 円以上 65,000 円未満	20,000
D3		65,000 円以上 80,000 円未満	25,000
D4		80,000 円以上 97,000 円未満	27,000
D5		97,000 円以上 115,000 円未満	33,000
D6		115,000 円以上 135,000 円未満	37,000
D7		135,000 円以上 169,000 円未満	42,200
D8		169,000 円以上 225,000 円未満	44,200
D9		225,000 円以上 301,000 円未満	47,200
D10		301,000 円以上 397,000 円未満	49,000
D11	397,000 円以上	52,000	

※同一世帯に保育所（園）、幼稚園に入所（園）している児童が2人以上（兄弟に限る。）いる場合、2人目の保育料は半額、3人目以降の保育料は0円となります。

(2) 保育料の変更

結婚や離婚等により保護者（扶養義務者）に変更があった場合は、保育料を再計算しますので、必ず子育て支援課までご連絡ください。保育料の変更がある場合は事実発生日の翌月からになります。また、修正申告等により市民税が変更になった場合も保育料の再計算をしますので、必ずご連絡ください。

(3) 保育料の納付

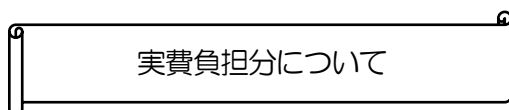
納付先は、施設によって異なります。

＜保育所（園）＞ 銚子市に納付

- ・保育料は、原則、口座振替となります。
- ・納期限は、毎月末日（12月のみ25日）となりますが、納期限が土・日・祝日にあたる場合は、翌金融機関営業日が納期限となります。（口座振替日は納期限と同日）

※保育料を滞納した場合、「児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書」により、児童手当から差し引いたり、財産等を差押さえることとなります。また、納期限内に納付された方との公平性を保つため、延滞金を保育料に加算して納めていただくこととなります。

＜認定こども園＞ 施設に納付（詳細は施設にお問合せください。）



(1) 給食費

4月1日現在の年齢が0～2歳のお子さんの給食費は、保育料に含まれているため、別途お支払いの必要はありません。

・主食費（ごはん、パン等）

各保育所（園）・認定こども園において、ごはん・パン等の主食費分をご負担いただきます。費用は、各保育所（園）・認定こども園に直接お支払いいただきます。費用の徴収時期、金額などは各園にご確認ください。主食費の免除制度はありません。

・副食費（おかず、おやつ等）

各保育所（園）・認定こども園において、おかず・おやつ等の副食費分をご負担いただきます。費用は、各保育所（園）・認定こども園に直接お支払いいただきます。費用の徴収時期、金額などは、各園にご確認ください。

副食費は、低所得者世帯等への免除制度があります。免除を受けるための申請を別にする必要はありません。保育料の算定と同じように市で算定し、対象者を決定します。

(2) その他

各保育所（園）・認定こども園において、園服、帽子、体操着などに係る費用や、毎月、行事費、教材費、バス代などに係る費用分をご負担いただく場合があります。各保育所（園）・認定こども園に直接お支払いいただきます。費用の徴収時期、金額などは各園にご確認ください。

市外の教育・保育施設を申請する保護者の方へ

勤務先が市外・里帰り出産の場合

▼銚子市へ申込み

次の内容をご確認のうえ、
申請期限内に申込みをお願いします。

市外へ転出予定の場合

▼転出先市町村へ直接申込み

転出先市町村へ必要書類を確認のうえ、
申請期限内に申込みをお願いします。



申込の前に 希望先市区町村の保育施設利用担当課へ
必ずご確認ください。

- ①申込み締切日
- ②必要書類
- ③他市区町村からの申し込み制限
- ④申込みする際の注意点

支給認定・利用申請受付について

必要書類をそろえて提出してください。書類は、子育て支援課で受付した後、希望先市区町村へ締切日までに届くように郵送します。

市外の保育施設の利用を希望の場合は受付期間が異なります。できるだけ早く、子育て支援課にお問い合わせください。

【必要書類】

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費 教育・保育給付認定子ども現況届
- ② 教育・保育施設入所に関する調査票（継続児用）
- ③ マイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- ④ 保育を必要とする事由を確認するための書類
- ⑤ 該当する場合のみ必要となる書類 ※詳しくは3ページをご覧ください

利用調整について

希望する保育施設のある市区町村で選考を行います。ほとんどの市区町村において、住民登録のある方が優先的に利用できるような制度を設けています。希望理由によっては申込みに関係が加わることや、希望施設に空きがあっても市外在住者は利用できないことがあります。

申請取下げについて

市外の保育施設申請の必要がなくなったときは、速やかに変更届を銚子市子育て支援課へご提出ください。

※銚子市にお住まいの方が市外の公立保育所を利用する場合は、保育料の納付先が銚子市ではなくその市区町村となります。

保育施設利用調整基準

1 基準指数

番号	保護者の状況			指数	
1	就労	家庭外労働	1か月160時間以上	20	
			1か月120時間～159時間	18	
			1か月80時間～119時間	16	
			1か月64時間～79時間	14	
			1か月64時間未満	12	
		自営	1か月160時間以上	20	
			1か月120時間～159時間	18	
			1か月80時間～119時間	16	
			1か月64時間～79時間	14	
			1か月64時間未満	12	
	家庭内労働	内職	手伝い	6	
			1か月160時間以上	18	
			1か月120時間～159時間	16	
			1か月80時間～119時間	14	
		1か月64時間～79時間	12		
2	出産・疾病等	出産	多胎出産	18	
			出産	14	
		疾病	入院1か月以上または居宅療養 常時臥床	20	
			居宅療養、定期的な通院	16	
			身障手帳1・2級	20	
			身障手帳3級	16	
			身障手帳4級	12	
			3	介護等	居宅内介護
		入院付添	12		
		別居親族の介護	6		
4	災害	災害復旧にあたっているもの	20		
5	求職	倒産、解雇等の自己都合以外の離職（申込み日前3か月以内）による求職活動中	10		
		上記以外の求職活動中	8		
6	就学	職業訓練校、専門学校、大学等に月60時間以上就学している場合	8		
7	不存在	配偶者の死亡・離婚・未婚・拘束等	20		
8	児童虐待・DV	児童虐待または配偶者等による暴力のおそれがある等社会的擁護が必要であると認められた場合	70		

2 調整指数

項目	条件	指数
加算指数	ひとり親世帯	12
	単身赴任世帯	8
	生活保護世帯	4
	祖父母等（65歳以上）が養育している世帯	4
	兄弟姉妹が既に入所している世帯	6
	多子世帯（未就学児童が3人以上いる場合）	4
	父または母が保育士、幼稚園教諭の資格を有し、市内の教育・保育施設で就労（内定を含む）している世帯	8
減算指数	同居祖父母（65歳以上を除く）が保育できるとき	-4
	在園児または卒園児が理由なく過去3か月以上の保育料を滞納しているとき	-20
	保育料を滞納が6か月以上あり、納付の督促に対して誠意ある対応が見られないとき	-40
	市外在住者（転入予定者を除く）	-4

3 同一指数世帯の優先順位

1	児童虐待・DV
2	ひとり親世帯 (ひとり親に準ずる世帯も含む)
3	兄弟姉妹が既に入所している場合
4	生活保護世帯
5	祖父母（65歳以上）が養育している世帯
6	多子世帯 (未就学児童が3人以上いる場合)
7	銚子市民（転入予定者を含む）
8	保護者以外の家族の状況ひ保護者の通勤 (可能) 経路等を総合的に勘案

【計算方法】

基準指数（父母それぞれの指数の合算）
 ± 調整指数 = 合計指数
 ※ひとり親の場合、「不存在」の指数を合算
 ※基準指数は1項目のみで、調整指数は該当する項目を複数合算



Q1 「保育標準時間」と認定された場合、必ず毎日11時間の利用ができるのでしょうか？

A1 保育必要量の認定は、保護者が保育を必要とする事由に応じて変わります。ただし、ここで認定されるのは、あくまで「最大で施設を利用することができる時間」となります。実際の利用時間は保護者の就労などの実態に応じたものとなるため、保護者が育児短縮勤務等の制度を利用しているなど、認定された必要量に満たない利用となる場合があります。また、「保育標準時間」の区分と認定された場合でも、保育短時間と同等の利用時間になることがあります。

Q2 現況届をした際に書類が足りなかった場合、継続できますか？

A2 期限までに必要書類の提出がなかった場合、保育の必要性を確認できないため、在園されていても継続できないことがあります。

Q3 幼稚園などに通うため継続しない場合、手続きは必要ありませんか？

A3 幼稚園などを利用する場合は、退園届を提出していただく必要があります。

Q4 利用開始後に仕事を辞めた場合、どうなりますか？

A4 保育を必要とする事由がなくなった場合は、利用終了（退園）となります。 求職活動をされる場合は、原則として3か月以内に就労証明書をご提出ください。

事業所への調査で実際に就労していないことが判明した場合、または仕事を辞めているにもかかわらず、ご連絡をいただけなかった場合は、その時点で認定が取り消しとなるため、退園となります。

保育認定（2号・3号認定）施設一覧

	保育所名	所在地	電話番号	開所時間（月～金） （延長保育を含む）	保育時間	
					月～金	土曜日
公立	第二保育所	後飯町6-20	22-1559	7:30～18:30	8:30～16:30	8:30～12:30
	第三保育所	明神町1-37	22-0029			
	第四保育所	唐子町8-13	22-2107			
私立	銚子保育園	若宮町3-2	24-7226	7:30～18:30	8:30～16:30	8:30～12:30
	外川保育園	外川町3-10354	22-2186	7:00～18:00	8:00～16:00	8:00～12:00
	松岸保育園	松岸町3-362-2	24-8487	7:00～18:00	8:30～16:30	8:30～12:30
	聖母保育園	三崎町1-1858-2	25-1121	7:00～18:00	8:30～16:30	8:30～12:30
	銚子中央保育園	台町2197	23-6655	7:00～19:00	8:00～16:00	8:00～16:00
	東光保育園	小船木町1-863-2	33-3909	7:00～18:00	8:30～16:30	8:00～12:00
	萌保育園	芦崎町937-3	33-3677	7:00～18:00	8:30～16:30	8:00～12:30

教育・保育認定（1号・2号・3号認定）施設一覧

	認定こども園名	所在地	電話番号	開所時間（月～金） （延長保育を含む）	教育・保育時間	
					月～金	土曜日
私立	銚子幼稚園	妙見町1465	24-1849	7:30～19:00	10:00～14:00 (1号)	—
					8:00～16:00 (2・3号)	—

※開所時間とは、施設が利用可能な時間帯で、基本的に11時間です。

※保育時間（教育・保育時間）とは、開所時間のうち、施設が原則的に教育・保育を行う時間帯です。



令和6年4月からの入所（園）申込受付期間

受付期間：令和5年11月28日（火）～12月4日（月）（土・日曜日を含む）

受付時間：9時～17時

受付場所：市役所 子育て支援課（1階2番窓口）

持ち物：申請書等必要書類（2・3ページを参照してください）

※市外の保育園の利用を希望の場合は受付期間が異なります。できるだけ早く、子育て支援課にお問い合わせください。

切り取り線

〒288-8601

千葉県銚子市若宮町1-1

銚子市役所 子育て支援課

保育所入所担当 宛



郵送先として、ご利用いただけます。
切り取って、封筒に貼りつけてください。
（別途、切手が必要です。）

切り取り線